11月26日から全国火災予防運動

わが家の防火はだいじょうぶ？

これから〝寒さ〟に向かうにしたがって、暖房器具や屋外のたき火など、火を使う機会が多くなります。

今年一月から六月末までの半年間の全国の火災発生状況をみてみますと、〈一日当り、六分間に一件の割で発生、死者六人、負傷者二十七人〉で昨年の〈八分間に一件、死者五人、負傷者二十三人〉を比べると、死傷者については減少していますが、火災の発生は激増しています。

このようなことから、十一月二十六日から十二月二日までの一週間、『秋の全国火災予防運動』が行われます。これは、一人ひとりの防火意識の向上により火災の発生防止と火災による人命、財産を保護するための運動です。

市民のみなさんも、家族一同、一日消防士になったつもりでわが家の防火診断を行い、大切な財産や尊い命を失うことのないよう、みんなで話し合いましょう。

(1)電気器具はタコ足配線でないか、使い終ったら必ずコンセントからぬいていますか？

(2)くわえタバコで歩いたり、布団をたたんだりすることはありませんか。

(3)タバコの吸いがらを紙くずかごなどに捨てることはありませんか。

(4)寝タバコをすることはありませんか。

(5)暖房器具などを、カーテンやふすまの近くで使うことはありませんか。

(6)ストーブの上でせんたく物をかわかしたりすることはありませんか。

(7)ガスコンロなどの周囲や台は燃えない材料でできていますか？

(8)ガスコンロなどを使用中にその場を離れることはありませんか？

(9)家のまわりには燃えやすいものがありませんか？

(10)出かけるときや寝る前に火の元を確かめていますか？

国民年金

保険料は忘れずに納めましょう

国民年金の保険料は、現在一ヵ月二千七百三十円です。そして納期限は次のとおりとなっています。

◇4・5・6月分……5月末日
◇7・8・9月分……8月末日
◇10・11・12月分……11月末日
◇1・2・3月分……2月末日

保険料が納期限内に納められていませんと、障害年金や母子年金など、せっかくの年金がもらえないことになります。また、滞納期間が長くなりますと、将来老齢年金もうけられないことになるなど、大きな不利益となります。

あなたの保険料はだいじょうぶでしょうか。この機会にお手元の払込み用紙などを、ぜひお確めください。

なお、納め忘れの保険料は、二年以内ですとその当時の保険料で納められますが、二年をすぎると納めることができませんでした。しかし、さきの国会で年金法が改正され、これまで納めることができないとされていたむかしの保険料が納められる『特別納付制度』が、次のように設けられました。

◇保険料……一ヵ月四千円
◇取扱い期間……昭和五十三年七月一日から五十五年六月三十日まで。

◇納めることができる期間……強制加入期間に限られる。

特別納付制度は今回限りです。納め忘れの保険料はこの機会に完納して、年金をうける資格を確保するようおすすめします。

加入の手続きや保険料の納め方などは、市民課年金係へご相談ください。

【市民課年金係】

住宅金融公庫の貸付け

申し込みができる工事

増・改築、修繕（屋内・外の附帯設備の新設、補修を含む。）

□融資限度額　二百五十万円

増・改築、地域、面積などにより異なりますが、おおむね工事費の七割が貸し付けられます。修繕、工事費の七割が貸し付けられます。

□利率　年、五・五五％

□返済期間　十年以内（当初一年を据置くこともできます。）

□返済方法　原則として元利均等二ヵ月払い。

またはボーナス払いとの併用もできます。

□担保・融資額が九十万円以上の場合は、原則として第一順位の抵当権を設定します。

□申し込みのできる方、申し込み者やその配偶者等の住宅を改良する方。

一定基準以上の月収がある方

連帯保証人がある方

日本国籍のある方

□お問い合せは、市内の農協、銀行、信用金庫、労働金庫へどうぞ。

金属類の収集日が水曜日に変更

毎月各木曜日に行っている『資源ゴミ（金属類）』の収集日が、十一月一日から毎週水曜日に変わりました。毎月の市民カレンダーをみて、きめられた日に、きめられた場所へ出してください。

新しい収集日は、毎月▽第一水曜日（野田、後免、長岡）　▽第二水曜日（国府、岩村、岡豊、久礼田、瓶岩、上倉）　▽第三水曜日（十市、三和、前浜、下島、久枝、立田、田村）　▽第四水曜日（物部、稲生、大篠）

子どもの身心の悩みは教育相談所へ

子どもの身心の悩みや心配ごと、気にかかるいろいろな問題について相談に応じていますが、このたび四歳から六歳までの幼児教育相談について応じることになりました。

相談は、全て秘密で無料。希望により専門機関を紹介します。

相談の一例をあげてみますと、『保育所や幼稚園に行きたがらない子』『友だちと遊べない子』『落ちつきのない子、泣き虫、根気のない子』『わがまま、乱暴する子、反抗する子』『おねしょや指しゃぶりなど困った癖のある子』『身体に障害のある子、ひきつけ、どもりのある子』『発達が遅れているのではないかと心配される子』その他、子どものしつけや教育に関するいろいろな相談に応じています。

相談日は、月・水・金・土曜日です。前もって手紙か電話でご連絡ください。（この時、日時をお知らせします。）

お気軽にご相談ください。

教育相談所（大篠公民館内） 大埇二一二三☎③3957

献体についてのお願い

高知県でも待望の医科大学が創設され、本年四月は第一期生が入学し、現在百一名の医学生や将来の医師をめざして日夜研鑽中ですが、そこで困っているのが遺体の不足です。

医学生が医学の基礎として人体の構造を知るためには書物の上の知識だけでなく、どうしても実際に遺体を解剖し、血管、神経、筋肉、骨格、内臓などについて、自分の目と手で確かめながら理解してゆかなければなりません。〝屍は師なり〟と申しますが、学生はこの道を通ることにより遺体を師として数多くの事を学び、人体の尊厳を知ります。それだからこそ解剖には感謝の気持であたり、将来学生がその中から人類愛に目覚め、患者の苦痛を自らの苦痛として感じる立派な医師として成長してゆくのです。

文部省の基準では、学生四人につき一体の解剖体が必要で、高知医科大学の学生（一学年あたり）には毎年二十五体の遺体が必要となります。また、大学といたしましては、遺体について丁重さを欠くとか、遺体の尊厳を傷つけるようなことは一切ありません。大学の責任において火葬にし、お骨は遅くとも二年以内に遺族の方に渡すことになります。

県下でも財団法人爽風会が設立されました。この会は、第一の目的が健康と長寿を楽しむことであり、第二の目的は不幸にして亡くなられた時には、その遺体を高知医科大学に献体していただき、医学の教育、研究に役立たせていただく性格のものです。

以上のことをご理解願いまして、爽風会にご入会くださいますようお願いします。

高知医科大学事務局庶務課（岡豊町小蓮）☎0888(66)5811

11月は建設雇用改善推進月間

〝建設労働者の雇用の改善等に関する法律〟が五十一年十月一日に制定されて二周年になりますが、事業主や関係者のいっそうの理解を深めるため、十一月を推進月間として各種の行事が行われることになっています。

建設現場で働く方々は、雇入れの際の条件が明らかでなかったり、また働く際の労働条件や作業環境などの面で他の産業に比べて立ち遅れがあります。

建設雇用改善法では、事業場ごとに労働条件など労務面のことを責任をもって行う『雇用管理責任者』を置くことや、雇入れの際に労働条件などを明らかにした『雇入通知書』を発行すること、下請事業主の指導などの義務規程を設けるなどして労働者の雇用の安定を図っていくこととしています。

働く方も賃金不払いなどに合わないよう、就労にあたっては『雇入通知書』をもらって自分の労働条件などをよく確かめておきましょう。

このほかに、『建設雇用改善助成金制度を設け、技能の向上、雇用管理についての研修を行ったり、作業員宿舎の整備を行うなど事業主に国から助成金を支給すること等を定めています。

雇用の改善や助成金制度の活用については、**高知公共職業安定所**（高知市稲荷町六二〇☎〇八八八(83)二五二一）にいる建設雇用改善指導員、または**公芸職業安定所**におたずねください。

【県職業安定課】

新聞奨学生を募集しています

毎日、読売、朝日の各新聞社では、新聞配達などをしながら、自分の力で、大学や各種学校などに五十四年度入学を志望する学生諸君のために、入学金、授業料を貸与し、奨学金を支給する新聞奨学制度を設け募集中です。

この育英制度は、学費、食事、住居などをお世話する制度であり、父兄の負担なく、自力で大学が卒業でき、奨学金を返済する必要がないことです。

詳細は左記に『はがき』で申込めば説明書を送ってくれます。

▽**毎日育英会事務局・大阪市北区堂島一一六二〇**　毎日新聞大阪本社内▽**読売育英会事務局**　大阪市北区野崎町八一一〇　読売新聞大阪本社内▽**朝日新聞奨学会・高知市梅ノ辻一九**☎(31)2055